

医師の働き方改革 に伴う実務者セミナー



2023年6月

福島労働局会津労働基準監督署

目次

- 1 時間外労働の上限規制 P 1
- 2 医師の研鑽に係る労働時間の考え方等 . . P 3
- 3 医療機関における宿日直許可事例 P10

働き方改革

Point 1 ◎ 働き過ぎて病気になることはあってはいけない（過労死等ゼロ）

改正内容

- ☐ **時間外労働の上限規制**
- ☐ 「勤務間インターバル」の導入促進
- ☐ 年5日間の年次有給休暇の取得（企業に義務づけ）
- ☐ 月60時間を超える残業に対する割増賃金率の引上げ
- ☐ 労働時間の客観的な把握（企業に義務づけ）



Point 2 ◎ 子育て、介護などの事情に応じ柔軟に働ける

改正内容

- ☐ 「フレックスタイム制」の拡充
- ☐ 「高度プロフェッショナル制度」を創設



Point 3 ◎ 心身の健康の不調を見逃さない

改正内容

- ☐ 産業医・産業保健制度の機能の「強化」



1

時間外労働の上限規制の導入

法定労働時間

大原則 1日8時間、週40時間（常時労働者10人未満の医療保健業は44時間）

時間外労働の上限規制の一般則

原則 月45時間、年360時間
臨時の場合 年720時間
2～6か月平均80時間以内（休日労働含む）
月100時間未満（休日労働含む）
年半分を超えない

施行日

施行済

大企業 2019年4月1日
中小企業 2020年4月1日

猶予の業務

業務	猶予・除外の内容
医師	2024年4月1日に、時間外労働の 上限規制を適用 （規制のあり方等を検討の上、 具体的な上限時間等は省令で定める ）

2

医師の研鑽に係る労働時間の考え方

1 所定労働時間内の研鑽

使用者に指示された勤務場所（院内等）で研鑽を行う場合は、**当然に労働時間に該当**する

2 所定労働時間外の研鑽

- 診療等の**本来業務と直接の関連性なく**、かつ、業務の遂行を指揮命令する職務上の地位にある者（上司）の**明示・黙示の指示がない限り**、在院して行う場合でも、一般的に**労働時間に該当しない**
- **上司の明示・黙示の指示がある**場合は、所定労働時間外、又は診療等の本来業務との直接の関連性がなくても、一般的に**労働時間に該当**する

【実情】在院して行う場合でも、上司の明示・黙示の指示なく自発的のものも少なくない

☞ 研鑽の種類ごとに基本的考え方を整理

<類型>

類型① 一般診療における新たな知識、技能の習得のための学習

類型② 博士の学位を取得するための研究・論文作成、専門医を取得するための症例研究・論文作成

類型③ 手技を向上させるための手術の見学

所定労働時間外の研鑽の取扱い

類型① 一般診療における新たな知識、技能の習得のための学習

【研鑽の具体的内容】

例えば、診療ガイドラインについての勉強、新しい治療法や新薬についての勉強、自らが術者等である手術や処置等についての予習や振り返り、シミュレーターを用いた手技の練習等

【研鑽の労働時間該当性】

一般的に労働時間に該当しない

在院して行う場合でも、**業務上必須ではない行為**を、**自由な意思**に基づき、所定労働時間外に、自ら申し出て、**上司の明示・黙示による指示なく**行う時間

労働時間に該当

診療の準備又は診療に伴う後処理として不可欠なもの

本来業務と直接の関連性がある

所定労働時間外の研鑽の取扱い

類型② 博士の学位を取得するための研究・論文作成、専門医を取得するための症例研究・論文作成

【研鑽の具体的内容】

例えば、学会や外部の勉強会への参加・発表準備、院内勉強会への参加・発表準備、本来業務とは区別された臨床研究に係る診療データの整理・症例報告の作成・論文執筆、大学院の受験勉強、専門医の取得や更新に係る症例報告作成・講習会受講等

【研鑽の労働時間該当性】

一般的に労働時間に該当しない

在院して行う場合でも、**上司や先輩である医師から論文作成等を奨励されている等の事情があっても、業務上必須ではない行為を、自由な意思に基づき、所定労働時間外に、自ら申し出て、上司の明示・黙示による指示なく**行う時間

- ・勤務先の医療機関が主催する勉強会であるが、**自由参加**である
- ・学会等への参加・発表や論文投稿が勤務先の医療機関に割り当てられているが、**医師個人への割当はない**
- ・研究を本来業務とはしない医師が、院内の臨床データ等を利用し、院内で研究活動を行っているが、当該研究活動は、上司に命じられておらず、**自主的**に行っている

労働時間に該当

研鑽の不実施について就業規則上の制裁等の**不利益が課されている**ため、その実施を余儀なくされている場合や、研鑽が**業務上必須**である場合、業務上必須でなくとも**上司が明示・黙示の指示**をして行わせる場合は、当該研鑽が行われる時間

5

所定労働時間外の研鑽の取扱い

類型③ 手技を向上させるための手術の見学

【研鑽の具体的内容】

例えば、手術・処置等の見学の機会の確保や症例経験を蓄積するために、所定労働時間外に、見学（見学の延長上で診療・診療の補助を行う場合を含む）を行うこと等

【研鑽の労働時間該当性】

一般的に労働時間に該当しない

在院して行う場合でも、**上司や先輩である医師から奨励されている等の事情があったとしても、業務上必須ではない見学を、自由な意思に基づき、所定労働時間外に、自ら申し出て、上司の明示・黙示による指示なく**行う場合、当該見学やそのための待機時間

労働時間に該当

見学中に診療を行った場合、当該**診療**を行った時間

見学中に診療を行うことが**慣習化、常態化**している場合は、**見学の時間の全て**

6

研鑽の労働時間該当性の明確化の手続

- **業務との関連性**、制裁等の**不利益の有無**、上司の**指示の範囲**を明確化する手続を講ずること

【例】

- 医師が労働に該当しない研鑽を行う場合、**医師自らがその旨を上司に申し出る**こととし、申出を受けた上司は、申出をした医師との間で、申出のあった研鑽に関し、以下を**確認**
 - ・ 本来業務及び本来業務に不可欠な準備・後処理のいずれにも**該当しない**こと
 - ・ 当該研鑽を行わないことについて制裁等の**不利益はない**こと
 - ・ 上司として当該研鑽を行うよう**指示しておらず**、かつ、当該研鑽を開始する時点において本来業務及び本来業務に不可欠な準備・後処理は終了しており、本人はそれらの**業務から離れてよい**こと

1 業務との関連性の判断

上司は、初期研修医、後期研修医、それ以降の医師といった職階の違い等の当該医師の経験、担当する外来業務や入院患者等に係る診療の状況、当該医療機関が当該医師に求める医療提供の水準等を踏まえ、現在の**業務上必須かどうかを対象医師ごとに個別に判断**

2 労働に該当しない研鑽の具体的な手続方法として考えられる例

- ・ 研鑽を行おうとする医師が、当該研鑽の内容について**月間の研鑽計画**をあらかじめ作成し、**上司の承認**を得ておき、日々の管理は**通常の残業申請と一体的**に、当該計画に基づいた研鑽を行うために在院する旨を**申請**
- ・ 研鑽を行おうとする医師が、当該研鑽のために在院する旨の申し出を、一旦**事務職が担当者として受け入れて、上司の確認**を得る

7

研鑽の労働時間該当性の明確化の環境整備

- 1 労働に該当しない研鑽を行うために在院する医師は、権利として**労働から離れることを保障**されている必要がある

- ・ **診療体制には含めず**、突発的な必要性が生じた場合を除き、診療等の通常業務への従事を指示しない
- ・ 院内に勤務場所とは別に、労働に該当しない研鑽を行う**場所を設ける**
- ・ **白衣を着用せず**に行うなど、通常勤務ではないことが外形的に明確に見分けられる措置を講ずることが考えられる
- ・ 手術・処置の見学等であって、研鑽の性質上、場所や服装が限定されるためにこのような対応が困難な場合は、当該研鑽を行う医師が**診療体制に含まれていないことを明確化**

- 2 医療機関ごとに、研鑽の考え方、労働に該当しない研鑽を行うために所定労働時間外に在院する場合の手続、診療体制に含めない等の取扱いを明確化し、**書面等に示す**

- 3 書面等に示したことを**院内職員に周知**

- ・ 周知に際しては、研鑽を行う医師の上司のみではなく、所定労働時間外に研鑽を行うことが考えられる**医師本人に対してもその内容を周知**し、必要な**手続の履行を確保**
- ・ **診療体制に含めない取扱いを担保**するため、医師のみではなく、当該医療機関における**他の職種も含めて、当該取扱い等を周知**

- 4 医師本人からの申出への確認や当該医師への指示の**記録を保存**

※ 労働基準法第109条で「労働関係に関する重要書類を3年間保存」とされていることも参考に定める

8

医師の研鑽の留意事項

1 労働時間適正把握ガイドラインとの関係

- 労働時間は「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」のとおり、**労働者の行為が使用者の指揮命令下に置かれたものと評価することができるか否かにより客観的に定まるものである**
- この考え方は**医師についても共通**であり、医師の研鑽に係る労働時間通達でも、この考え方を変更するものではない

2 医師の研鑽と宿日直許可基準

- 労働時間に該当しないと判断される研鑽は、研鑽が**宿日直中に常態的に行われているとしても、宿日直許可における不許可事由とはならず、また許可を取り消す事由とはならない**

3 諸経費の支弁と労働時間該当性

- 医療機関は、福利厚生の一環として、学会等へ参加する際の旅費等諸経費を支弁することは、その費目にかかわらず可能であり、**旅費等諸経費が支弁されていることは労働時間に該当するかどうかの判断に直接関係しない**

4 医師以外の職種も参加する研鑽

- 研鑽に**看護師等の医師以外の職種が参加するかどうかは、労働時間に該当するかどうかの判断に直接関係しない**

9

医療機関における宿日直許可事例

(注) 以下の事例は、あくまでも個別の具体的な事例であることから、事例中の態様や数値等との異同のみで他の事例の許可・不許可が判断されるものではありません。

救急指定なし

救急指定の別	指定なし		
診療科・部門	内科(呼吸器、消化器、循環器)		
病床数	40床	労働者数	100人
対象者数等	勤務医14人(うち非常勤医師14人)		
宿日直勤務時間	宿直(1人当たり週1回)：20時～翌9時(日・月・水・金・土) 17時～翌9時(火・木)		
対象業務	非常事態に備えての待機		
労基署の調査概要	○ 過去1か月の実績について調査。 ○ 宿直勤務中の業務としては、少数の軽傷の外来患者の問診実施。 ：発生件数は、月0～3件。 ：対応時間は、1件当たり5分程度(最大で20分)。 ○ 宿直勤務中に発生する通常の勤務時間と同態様の業務は、入院患者の死亡確認、搬送される救急患者(診察のみ。手続等は看護師対応)の対応があるが、数か月に1回発生する程度。		

救急指定の別	指定なし		
診療科・部門	内科、アレルギー科、リウマチ科、外科、呼吸器科、胃腸科		
病床数	140床	労働者数	190人
対象者数等	勤務医30人(うち非常勤医師29人)		
宿日直勤務時間	宿直(1人当たり週1回)：21時～翌8時(平日) 18時～翌8時(土日祝) 日直(1人当たり月1回)：8時～18時(日祝のみ)		
対象業務	非常事態に備えての待機		
労基署の調査概要	○ 過去1か月間の実績を調査。 ○ 宿日直勤務中に発生する通常の勤務時間と同態様の業務の状況は次のとおり。 ・入院患者の容体急変時の薬の投与(必要性及び投与薬を判断し、看護師に指示) ：発生件数は、1日0～1件 ：対応時間は、1件当たり5分程度。 ・高度な措置が必要な場合の大規模病院への移送指示 ：発生件数は、1日0～1件。 ：対応時間は、1件当たり5～10分程度。 ・死亡確認 ：発生件数は、1日0～1件。 ：対応時間は、1件当たり20分程度。		

10

医療機関における宿日直許可事例

(注) 以下の事例は、あくまでも個別の具体的な事例であることから、事例中の態様や数値等との異同のみで他の事例の許可・不許可が判断されるものではありません。

救急病院

救急指定の別	三次救急病院		
診療科・部門	内科、外科、眼科、産婦人科、耳鼻咽喉科、皮膚科、泌尿器科等31科目		
病床数	300床	労働者数	600人
対象者数等	勤務医47人		
宿日直勤務時間	宿直(1人当たり週1回): 23時～翌8時30分(毎日)		
対象業務	非常事態に備えての待機		
労基署の調査概要	○ 宿直勤務は17時から開始。17時以降は通常業務には従事せず、①救急外来患者のうち軽症者に対する診察等 ②入院患者の容体の変動への対応を行う。本申請は救急外来患者への対応件数が減少する23時以降の時間帯に限定して許可申請の対象とするもの(17時から23時までは時間外労働として扱う。) ○ 直近3か月の実績を調査。 ○ 宿日直勤務中に発生する通常の勤務時間と同態様の業務の状況は次のとおり。 ①救急外来患者への対応 対応時間は、1件当たり25～40分。 重症患者の場合は、オンコール医師へ連絡。 ②入院患者への対応 対応時間は、1件当たり20～30分。 原則、主治医が対応。主治医から指示があった場合は看護師等に指示。 ○ ただし、23時以降の対応患者数は年間平均2人程度。 ○ 十分な睡眠時間が確保されている。		

救急指定の別	二次救急病院		
診療科・部門	一般内科、循環器内科、消化器内科、呼吸器内科、脳神経内科、糖尿病内科、外科肛門科、整形外科、脳神経外科、乳腺外科、泌尿器科、耳鼻咽喉科、心臓血管外科、皮膚科、眼科、歯科、リウマチ科、リハビリテーション科、麻薬科		
病床数	200床	労働者数	390人
対象者数等	勤務医8人、他病院からの受入医8人		
宿日直勤務時間	宿直(1人当たり週1回): 17時～翌8時30分(月～土) 日直(1人当たり月1回): 9時～17時(日のみ)		
対象業務	非常事態に備えての待機		
労基署の調査概要	○ 過去3か月間の実績を調査。 ○ 救急搬送又は外来患者が来院しても、宿日直勤務に従事する医師の専門外である場合には対応可能な病院を案内する。 ○ 入院患者の急変時に宿日直勤務医が処置の判断を行えない場合は担当医師に連絡する。 ○ 宿日直中に発生する通常の勤務時間と同態様の業務の状況は次のとおり。 ・入院患者の容体急変時の診察 : 発生頻度は、3か月(92日)間のうち宿直勤務で71件(1勤務平均0.9件)、日直勤務で19件(1勤務平均1.5件)、1件当たり、30分未満。 ・救急患者の診察 : 発生頻度は、3か月(92日間)のうち、宿直勤務で47件(1勤務平均0.6件)、日直勤務で17件(1勤務平均1.3件) 1件当たり、30分未満。		

11

医療機関における宿日直許可事例

(注) 以下の事例は、あくまでも個別の具体的な事例であることから、事例中の態様や数値等との異同のみで他の事例の許可・不許可が判断されるものではありません。

救急病院

救急指定の別	二次救急病院		
診療科・部門	内科、外科、眼科、皮膚科、放射線科、麻酔科		
病床数	200床	労働者数	360人
対象者数等	勤務医4人、他病院からの受入医15人		
宿日直勤務時間	宿直(1人当たり週1回): 17時～翌8時30分(月～金) 13時～翌8時30分(土のみ) 日直(1人当たり月1回): 8時30分～17時(日のみ)		
対象業務	非常事態に備えての待機		
労基署の調査概要	○ 過去3か月間の実績を調査。 ○ 当該病院を含めた地域の医療機関が交代で救急患者を受入れ(救急輪番制)。 当該病院の救急患者の受入れは月1～2日であるが、手術等を要する重症患者は受け入れない。 ○ 輪番日以外では軽症者のみの受入れ。 ○ 宿日直中に発生する通常の勤務時間と同態様の業務の状況は次のとおり。 ・入院患者の急変時の対応として、次の業務がある。 ・主治医の指示に基づく処方箋の発行 ・緊急手術が必要な場合は他病院へ搬送 ・これらの各業務1件当たり、5～10分程度。 ・救急患者の対応として、次の業務がある。 ・診察・症状説明 : 1件当たり、10～20分程度。 ・検査指示、処方箋発行、ホッチキス縫合 : これらの各業務1件当たり、5～10分程度。 ・ガーゼ交換、傷の洗浄 : これらの各業務1件当たり、5分程度。 ・気管挿管、死亡確認・死亡診断書作成 : これらの各業務1件当たり、10～15分程度。 ・入院患者の急変時の対応及び救急患者の対応に係る業務の発生頻度は、宿直勤務では合計89日間のうち56日(のべ100人)、日直勤務では合計12日間のうち10日(のべ25人)。		

医療機関における宿日直許可事例

(注) 以下の事例は、あくまでも個別の具体的な事例であることから、事例中の態様や数値等との異同のみで他の事例の許可・不許可が判断されるものではありません。

精神科

救急指定の別	二次救急病院		
診療科・部門	精神科		
病床数	390床	労働者数	290人
対象者数等	勤務医14人		
宿日直勤務時間	宿直(1人当たり週1回): 17時～翌8時30分(毎日) 日直(1人当たり月1回): 8時30分～17時(日のみ)		
対象業務	非常事態に備えての待機		
労基署の調査概要	○ 過去1か月間の実績を調査。 ○ 当該病院を含めた地域の精神科の3病院が1か月交代で救急患者を受入れ(救急輪番制)。 ○ 輪番月は外来患者が増加するが、宿日直医師の他にオンコール医師(精神保健指定医)を配置。 ○ 宿日直中の業務としては、病棟の定時的巡視がある。 ・発生件数は、1日1件。 ・対応時間は、35分程度。 ○ 宿日直中に発生する通常の勤務時間と同態様の業務の状況は次のとおり。 ・入院患者の転倒時の処置 ・年2～3回。1件当たり1時間程度。 ・外来患者に対する薬の処方 ・輪番月で月20回。1件当たり10分程度。 ・患者死亡時対応(看取り、死亡診断書作成) ・年1回以下。1件当たり30分程度。		

救急指定の別	指定なし		
診療科・部門	精神科		
病床数	210床	労働者数	160人
対象者数等	勤務医5人、他病院からの受入医2人		
宿日直勤務時間	宿直(1人当たり週1回): 18時15分～翌8時45分(毎日) 日直(1人当たり月1回): 8時45分～17時(土日のみ)		
対象業務	非常事態に備えての待機、休日急病当番時の外来・電話対応		
労基署の調査概要	○ 過去3か月間の実績を調査。 ○ 救急指定は受けていないが、月1回程度当番病院として対応。 ○ 宿日直中に発生する通常の勤務時間と同態様の業務の状況は次のとおり。 ・入院患者の容体急変への対応 ・発生頻度は92日中45日。 ・対応時間は1件当たり20分程度。 ・当番病院の日には新規外来患者に対する電話対応、診察等が発生するが、1日平均30分程度。		

13

医療機関における宿日直許可事例

(注) 以下の事例は、あくまでも個別の具体的な事例であることから、事例中の態様や数値等との異同のみで他の事例の許可・不許可が判断されるものではありません。

精神科

救急指定の別等	精神科救急医療の当番病院		
診療科・部門	精神科、心療内科、内科、歯科		
病床数	330床	労働者数	310人
対象者数等	勤務医9人		
宿日直勤務時間	宿直(1人当たり週1回): 17時15分～翌8時45分(月～土) 日直(1人当たり月1回): 8時45分～17時15分(日のみ)		
対象業務	非常事態に備えての待機		
労基署の調査概要	○ 過去1か月間の実績を調査。 ○ 当該1か月間における宿直のうち8回、日直のうち1回が救急指定当番日。 ○ 宿日直勤務では、患者の問診、電話の收受を実施。 ・問診 ・発生件数は、宿直中月32回、日直中月6回。対応時間は、1件当たり10分程度。 ・電話の收受 ・発生件数は、宿直中月67回、日直中月21回。対応時間は、1件当たり2～10分程度。 ○ 宿日直勤務中に発生する通常の勤務時間と同態様の業務の状況は次のとおり。 ・入院受入れ ・発生件数は、宿直中月3回、日直中月1回。対応時間は、1件当たり15分程度。 ・死亡確認を行うことがある。 ・対応時間は、1件当たり15分程度。		

救急指定の別等	精神科救急医療の当番病院		
診療科・部門	精神科、心療内科、内科、消化器科		
病床数	170床	労働者数	120人
対象者数等	勤務医2人		
宿日直勤務時間	宿直(1人当たり週1回): 17時～翌9時(月～金) 日直(1人当たり月1回): 9時～17時(土日のみ) ※本事例は、このうち、救急指定当番日(年50日程度)に係るもの。		
対象業務	非常事態に備えての待機		
労基署の調査概要	○ 過去1年間の実績を調査。 ・過去1年間における救急指定当番日は43日。 ・うち宿直は36日(回)、日直は7日(回)。 ○ 宿日直勤務中に発生する通常の勤務時間と同態様の業務の状況は次のとおり。 ・救急外来患者等の対応 ・発生件数は、宿直中月4回、日直中月1回 ・対応時間は、1件当たり30分程度。 ○ 宿日直時間帯には、看護師のほか、外部からの電話連絡等に対応するための事務員を配置し、一次対応を行うなどタスクシェアを図っている。 ・救急指定当番日以外の日の宿日直は許可済み。 ・救急指定当番日については、22時以降の宿直のみ許可を得ていたが、その後の業務実績から、日直及び17時から22時までの宿直も許可対象となり得る勤務実態であることを確認した上で、改めて救急指定当番日の宿日直全体について許可申請に至ったもの。		

14

医療機関における宿日直許可事例

(注) 以下の事例は、あくまでも個別の具体的な事例であることから、事例中の態様や数値等との異同のみで他の事例の許可・不許可が判断されるものではありません。

精神科

救急指定の別	一次救急病院		
診療科・部門	内科、脳神経内科、精神科、整形外科、放射線科、リハビリテーション科、歯科		
病床数	680床	労働者数	540人
対象者数等	他病院からの受入医8人		
宿日直勤務時間	日直(1人当たり月1回)：9時～18時(日のみ)		
対象業務	非常事態に備えての待機		
労基署の調査概要	○ 過去5か月間の実績を調査。 ○ 精神科病棟について医師1名、内科病棟について医師1名が、それぞれ日直勤務を担当。 ○ 宿日直勤務では、病棟内定期巡回(1勤務当たり 1回・10分程度)のほか、患者の問診、看護師等に対し、次の指示を行う。 ・精神科病棟 ：服薬・身体拘束等の指示。 - 発生件数は、3か月間で16回 - 対応時間は、1件当たり5分程度。 ・内科病棟 ：服薬・点滴等の処置を指示。 - 発生件数は、3か月間で17回 - 対応時間は、1件当たり5分程度。 ○ 宿日直勤務中に発生する通常業務の状況は次のとおり。 ・死亡確認 ：発生件数は、3か月間で5回、 - 対応時間は、1件当たり30分程度。		

15

医療機関における宿日直許可事例

(注) 以下の事例は、あくまでも個別の具体的な事例であることから、事例中の態様や数値等との異同のみで他の事例の許可・不許可が判断されるものではありません。

産科

救急指定の別	指定なし		
診療科・部門	産科		
病床数	15床	労働者数	25人
対象者数等	勤務医5人		
宿日直勤務時間	宿直(1人当たり週1回)：18時～翌9時(火・水・木・日)		
対象業務	非常事態に備えての待機		
労基署の調査概要	○ 過去1か月間の実績を調査。 ○ 宿直中に発生する通常の勤務時間と同態様の業務の状況は次のとおり。 ・入院患者の急変対応(予定より早い分娩対応) ：発生件数は、月3件。 - 対応時間は、1件当たり20分程度。 ・外来患者の診察 ：発生件数は、月6件。 - 対応時間は、1件当たり10分程度。		

救急指定の別	指定なし		
診療科・部門	産科		
病床数	12床	労働者数	25人
対象者数等	勤務医5人		
宿日直勤務時間	宿直(1人当たり週1回)：19時～翌9時(月のみ) 17時～翌9時(土のみ) 日直(1人当たり月1回)：9時～17時(日のみ)		
対象業務	非常事態に備えての待機		
労基署の調査概要	○ 過去5か月間の実績を調査。 ○ 宿直中に発生する通常の勤務時間と同態様の業務の状況は次のとおり。 ・入院・外来患者の分娩対応 ：対応件数は、宿直で月平均1.4件(最大3件)、日直で月最大1件。 - 対応時間は、1件当たり平均54分。 ・宿日直中に帝王切開を行うことは、年に最大1件。宿日直医師の対応時間は約1時間。 ○ 宿日直中の体制では対処できないような緊急の処置が求められる場合は他病院へ搬送。		

16

医療機関における宿日直許可事例

(注) 以下の事例は、あくまでも個別の具体的な事例であることから、事例中の態様や数値等との異同のみで他の事例の許可・不許可が判断されるものではありません。

産科

救急指定の別	指定なし		
診療科・部門	産婦人科		
病床数	19床	労働者数	30人
対象者数等	勤務医2人		
宿日直勤務時間	宿直(1人当たり週1回): 17時～翌9時(毎日) 日直(1人当たり月1回): 9時～17時(日・祝のみ)		
対象業務	非常事態に備えての待機		
労基署の調査概要	○ 過去2か月間の実績を調査。 ○ 宿日直中に発生する通常の勤務時間と同態様の業務の状況は次のとおり。 ・入院患者の急変対応(予定より早い分娩対応) ・発生件数は、月1件。 ・対応時間は、1件当たり30分程度。 ・分娩対応は助産師が行い、産科医は立ち会うのみ。 ・帝王切開等の手術は、院長が行い、宿日直勤務を行う医師は行わない。 ○ 宿日直に対応できる労働者がいない場合は院長が対応。		

医療機関における宿日直許可事例

(注) 以下の事例は、あくまでも個別の具体的な事例であることから、事例中の態様や数値等との異同のみで他の事例の許可・不許可が判断されるものではありません。

許可回数特例

救急指定の別	指定なし		
診療科・部門	内科、外科、消化器内科、循環器内科、形成外科		
病床数	170床	労働者数	190人
対象者数等	勤務医1人、他病院からの受入医10人		
宿日直勤務時間	宿直(1人当たり週2回): 17時30分～翌8時30分(毎日)		
対象業務	非常事態に備えての待機、問診等		
労基署の調査概要	○ 過去0.5か月間の実績を調査。 ○ 宿直勤務中の業務としては、入院患者の簡易な診察、看護師への処置・投薬指示を行うのみ。 ・発生件数は、1日0～1件。 ・対応時間は、1件当たりの所要時間は5～10分程度。 ○ 勤務医が1名しかおらず、また、僻地に所在し移動手段がない等の事情から、医師確保のための取組を尽くしているものの、受入医の確保が極めて難しいこと。また、宿直勤務は軽度又は短時間の業務であることから、週2回許可。		

ご質問は

医師の宿日直許可基準や研鑽に係る労働時間の考え方、
新様式の36協定の書き方等についてのご質問は、
最寄りの労働基準監督署で承ります。



労働基準 監督署名	所 在 地	電話番号
福 島	福島市霞町1-46 福島合同庁舎1階	024- 536-4611
郡 山	郡山市桑野2-1-18	024- 922-1370
いわき	いわき市平字堂根町4-11 いわき地方合同庁舎4階	0246- 23-2255
会 津	会津若松市城前2-10	0242- 26-6494
白 河	白河市郭内1-136 白河小峰城合同庁舎5階	0248- 24-1391

労働基準 監督署名	所 在 地	電話番号
須賀川	須賀川市旭町204-1	0248- 75-3519
喜多方	喜多方市諏訪91	0241- 22-4211
相 馬	相馬市中村字桜ヶ丘68	0244- 36-4175
富 岡	双葉郡富岡町中央2丁目104	0240- 22-3003